

令和4年度介護サービス事業者集団指導

総合事業の訪問型サービスについて

高齢社会対策課介護予防係

1 利用者について

訪問型サービスの対象となる利用者

- ・事業対象者（健康長寿チェックシートで対象となった者）
- ・要支援 1
- ・要支援 2

同居の家族がいる場合、原則として訪問型サービスの提供は認められません。

ただし、同居の家族が障害や疾病により家事を行うことが困難なケース等はサービスが受けられることがあります。

2 請求コードについて

A 3 コードを使用

練馬区では被爆者手帳および東日本大震災の震災免除証明書の提示があった方に限ってA 2 コードを使用

該当がある場合は、担当の地域包括支援センターに連絡してください。事前にA 2 コード使用について東京都に連絡する必要があります

3 訪問型サービスの内容について

基準	多様なサービス	
種別	区が指定する訪問介護事業所（A3）	訪問型サービスB
内容	生活援助 / 身体介護	軽易な日常生活上の支援
対象者	事業対象者・要支援 1・2	事業対象者・要支援 1・2
サービス提供者	訪問介護員等	シルバー人材センター会員
介護報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・月額包括報酬 （事由が要件に該当する場合、回数コードを適用する） ・初回加算 ・生活機能向上連携加算（ ） ・生活機能向上連携加算（ ） ・身体介護加算 ・介護職員処遇改善加算 ・介護職員特定処遇改善加算 ・介護職員等ベースアップ等支援加算 <p style="text-align: center;">自己負担は1割、2割または3割</p>	<p style="text-align: center;">年6回 1回につき500円の 自己負担</p>

「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日厚生労働省老健局老人福祉計画課長通知）（いわゆる「老計10号」）

身体介護(抜粋)	生活援助(抜粋)
<p>1 - 0 サービス準備・記録等：サービス準備は、身体介護サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。</p> <p>1 - 1 排泄・食事介助</p> <p>1 - 2 清拭・入浴、身体整容</p> <p>1 - 3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助</p> <p>1 - 4 起床及び就寝介助</p> <p>1 - 5 服薬介助</p> <p>1 - 6 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助（自立支援、ADL・IADL・QOL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）</p>	<p>2 - 0 サービス準備等：サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。</p> <p>健康チェック：利用者の安否確認、顔色等のチェック / 環境整備 / 換気、室温・日あたりの調整等 / 相談援助、情報収集・提供 / サービスの提供後の記録等</p> <p>2 - 1 掃除 居室内やトイレ、卓上等の清掃 / ゴミ出し / 準備・後片づけ</p> <p>2 - 2 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯 / 洗濯物の乾燥（物干し） / 洗濯物の取り入れと収納 / アイロンがけ</p> <p>2 - 3 ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等</p> <p>2 - 4 衣類の整理・被服の補修：衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等） / 被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）</p> <p>2 - 5 一般的な調理、配下膳：配膳、後片づけのみ / 一般的な調理</p> <p>2 - 6 買い物・薬の受け取り：日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む） / 薬の受け取り</p>



訪問介護員等有資格者が従事可能



介護スタッフ研修修了者が従事可能

4 利用回数について

計画に沿って、月額報酬で請求します。

サービス	ケアプランの位置づけ	対象
訪問型サービス	週 1 回程度	事業対象者・要支援 1・2
訪問型サービス	週 2 回程度	
訪問型サービス	週 3 回程度	事業対象者・ 要支援 2

週 3 回程度の訪問型サービスの提供については、別途要件を設ける。

- ✓ 介護予防・生活支援サービス計画等において、**必要とされた週あたりの回数(程度)**の訪問型サービスを提供する。
- ✓ 要支援 1 であっても、介護予防・生活支援サービス計画等において 1 週に 2 回程度の訪問型サービスが必要とされた者には、週 2 回程度のサービス提供を行う。
- ✓ 要支援 2 であっても、介護予防・生活支援サービス計画等において 1 週に 1 回程度の訪問型サービスが必要とされた者には、週 1 回程度のサービス提供を行う。
- ✓ 利用者都合等で提供日を振り替えた場合、特例的に、暦上の 1 週に介護予防・生活支援サービス計画等を上回る回数を提供することを妨げるものではないが、振り替えて提供することの必要性は精査すること。

4 利用回数について

訪問型サービス（週3回程度）の利用について

サービス	ケアプランの位置づけ	対象
訪問型サービス	週3回程度	事業対象者・要支援2

ケアプランに位置付け、地域包括支援センターの承認を得た計画が対象となります。適切なケアマネジメントに基づき、自立支援、日常生活活動の向上の観点から、個別具体的状況（*）に基づいて判断する必要があります。

（1）サービス担当者会議等において、必要性を十分に検討してください。

また、ケアプランに位置づける場合には、目標を明確にしてください。

（2）効果の検証を定期的に行うこと（利用できる期間は最長6か月）に留意してください。

（*）個別具体的状況とは

一時的なけが、病気等により日常生活に支障がある者

退院直後で状態が安定しない者

介護給付、または障害者総合支援法により週3回訪問介護を利用実績があり




移行期間（概ね移行後6か月間）の者

5 回数コードによる請求について

介護予防・生活支援サービス事業は **月額報酬**が基本。**回数コード**で算定できる場合は、以下の事由に**限られます**。

1 . 回数コード適用の事由

(臨)：新型コロナウイルス感染拡大防止の観点で行う臨時的取扱い

月	月	月	事由
 月をまたぐ事由発生期間 【回数コード】	 【回数コード】	【月額コード】	新型コロナウイルス感染症の発生による事業者の休業(臨) 新型コロナウイルス感染予防のため事業者の休業および利用者の自主的な休み(臨) 新型コロナウイルス感染予防のため、通所を訪問で対応(臨)
【月額コード】	 月をまたがない事由発生期間 【回数コード】	【月額コード】	新型コロナウイルス感染予防のため、訪問・通所を電話で安否確認(臨) 事業所指定効力停止 ショートステイの利用
【月額コード】	事由発生 【回数コード】	【月額コード】	区分変更(要支援1 要支援2、事業対象者 要支援、要介護 要支援) サービス提供事業所の変更(同一サービス種類のみ) 急な状態変化(悪化により身体介護が必要)によるケアプランの変更
	事由発生 【回数コード】	【月額コード】	利用者との契約開始(1日付契約は月額コード) 施設やグループホーム等の退所 公費適用の開始(生活保護など) 生活保護単独から生活保護併用への変更(65歳になって被保険者証取得)
【月額コード】	事由開始 【回数コード】		利用者との契約解除 施設やグループホーム等への入所

詳細は、区ホームページ掲載の令和元年11月6日付「練馬区介護予防・生活支援サービスの月途中の事由によるサービスコード(回数)の適用」を参照

5 回数コードによる請求について

2 . 回数コードの回数制限

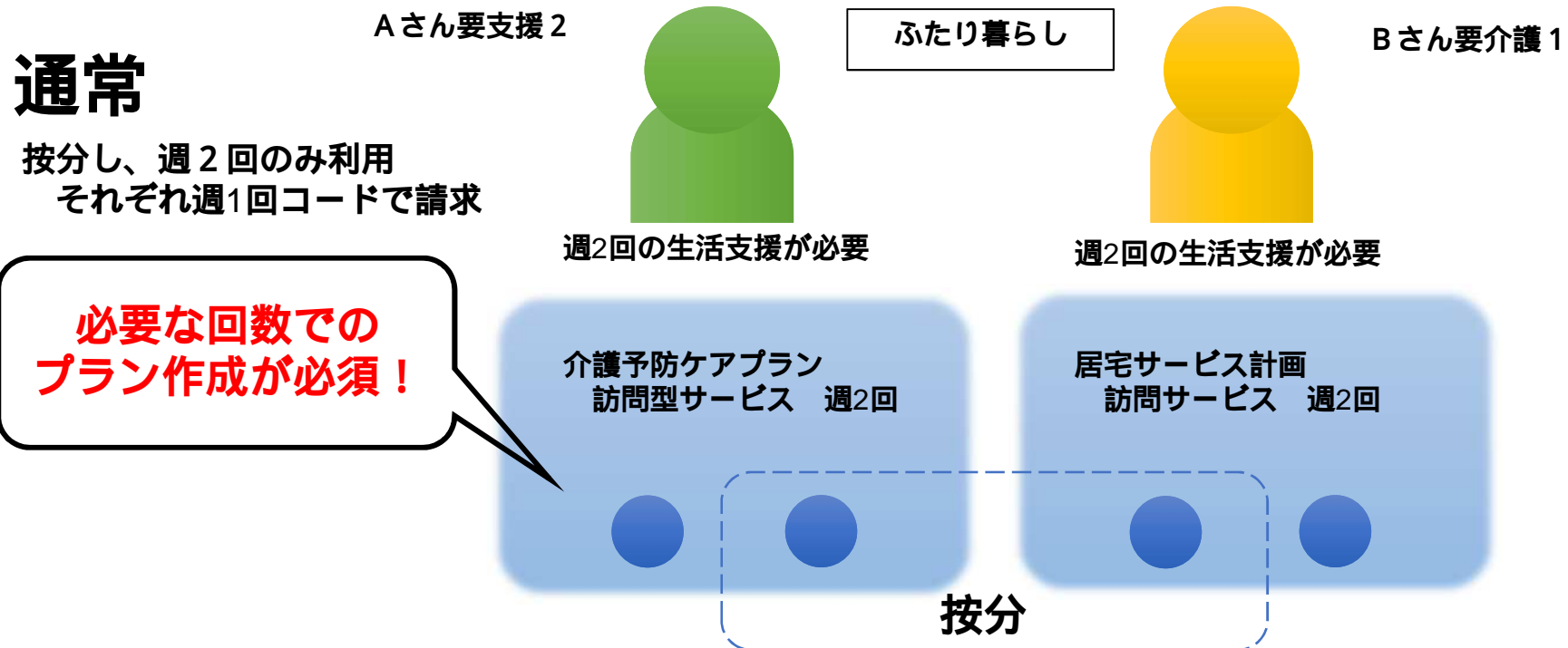
サービス	サービス内容	制限回数	新型コロナ臨時的取り扱い	
訪問型サービス	週 1 回程度	4 回まで	5 回以上	月額包括報酬 で算定
訪問型サービス	週 2 回程度	8 回まで	9 回以上	
訪問型サービス	週 2 回を超える程度	1 2 回まで	1 3 回以上	
通所型サービス (回数)	週 1 回程度	4 回まで	5 回以上	
通所型サービス (回数)	週 2 回程度	8 回まで	9 回以上	

制限回数を超えて算定すると、月額包括報酬を上回るため、制限回数を超えて算定することはできません。
ただし、新型コロナ臨時的取扱いについては制限回数を超えた場合のみ月額包括報酬を算定できます。

6 生活援助の振り分け（按分）について

週2回プランを、Aさん(要支援2)とBさん(要介護1)で按分している例

	ケアプラン	通常	Bさんが入院
Aさん (支2)	週2回	按分で週1回	週1回+入院中の回数(回数コード) または 週2回
Bさん (介1)	週2回	按分で週1回	入院期間外の実績 または 請求なし



6 生活援助の振り分け（按分）について

按分にルールはありません。月の中で**適切に振り分ける**ことが必要。
按分することによって一方の支給限度額を超えるような場合は、按分しなくてもよいとされている。

ケアプランは**利用者本人にとって必要なサービス内容**にしておくこと。その上で、同居者に重複して行われる掃除や食事の準備等のサービス提供は、按分して、必要な回数だけ実施すること。

ケアプランを作成する際は、生活援助は按分であり、サービス提供回数の増減が生じる可能性があるとの内容を**明記**しておく。

【事例】（前ページのスライド参照）


同居しているAさん（週2回の生活援助のプラン）とBさん（週2回の生活援助のプラン）は、按分で週2回のサービス提供を受けていた。Bさんが2週間入院することになり、その期間は按分を行えないため、Aさんの週2回のプランを活かして実施したい。


AさんとBさんそれぞれのプランに、本来必要な週2回のサービス提供が盛り込まれたうえで、按分することを明記してある場合は、ケアプランの再作成やサービス担当者会議の開催は不要である。

仮に、サービスを振り分けた状態を想定し、Aさんは週1回、Bさんは週2回のケアプランを作成していた場合は、その月はAさんは週1回しか利用することができない。

7 人員基準について

種別	区が指定する訪問型サービス事業者が提供するサービス（A3）	
内容	身体介護、生活援助	生活援助のみ
提供時間	原則 1 回60分	
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者：専従 1 人(兼務可) ・訪問介護員等：常勤換算2.5人以上 (介護福祉士、介護職員初任者研修修了者) ・サービス提供責任者：常勤の訪問介護員のうち、利用者40人に1人以上 (一部非常勤職員も従事可能、要介護者の処遇に影響がないよう配慮) 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者：専従 1 人以上(兼務可) ・従事者：訪問介護員等（介護福祉士、介護職員初任者研修修了者）または介護スタッフ研修修了者 1 名以上必要数 ・訪問事業責任者：必要数 (従事者に介護スタッフ研修修了者がいる場合は必ず配置)

 訪問介護と一体的に実施する場合の基準です。

 訪問型サービスのみのサービスを行う場合の基準です。介護スタッフ研修修了者が従事する場合は、訪問事業責任者を 1 名以上配置する必要があります。

8 加算の算定要件について

初回加算 200単位

対象：身体介護加算を算定し、新規に訪問型サービス計画を作成した利用者

- ✓サービス提供責任者が初回もしくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った場合
- ✓訪問介護員が初回もしくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問サービスを行った際に、サービス提供責任者が同行した場合

過去2月に当該訪問型サービス事業所から、訪問型サービスを受けていない場合は算定することができます。

介護スタッフ研修修了者は身体介護には従事できません。

8 加算の算定要件について

生活機能向上連携加算() 100単位

対象：利用者（事業対象者を除く）

サービス提供責任者()が以下のとおり訪問型サービスを行った際に、初回の訪問型サービスが行われた日の属する月に、1月につき所定単位数を加算する。

- ✓ 介護予防訪問リハビリテーション事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所
またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成すること。
介護スタッフ研修修了者が従事する場合は、訪問事業責任者とします。

8 加算の算定要件について

生活機能向上連携加算() 200単位

対象：利用者（事業対象者を除く）

サービス提供責任者()が以下のとおり訪問型サービスを行った際に、初回の訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。

- ✓ 理学療法士等と利用者の身体の状態等の**評価を共同**して行うこと。
- ✓ **生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画**を作成すること。
- ✓ 介護予防訪問リハビリテーション事業所、介護予防通所リハビリテーション事業所またはリハビリテーションを実施している医療提供施設の**理学療法士等が、介護予防訪問リハビリテーションを行った際にサービス提供責任者が同行**すること。
- ✓ **理学療法士等と連携し、訪問型サービス計画に基づく訪問型サービス**を行うこと。
介護スタッフ研修修了者が従事する場合は、訪問事業責任者とします。

8 加算の算定要件について

身体介護加算	訪問型サービス ()	35単位(1月につき)
	訪問型サービス ()	70単位(1月につき)
	訪問型サービス ()	111単位(1月につき)
	訪問型サービス ()	8単位(1回につき)
	訪問型サービス ()	8単位(1回につき)
	訪問型サービス ()	9単位(1回につき)

介護予防・生活支援サービス計画等に位置付けたうえで、訪問介護員等が、身体介護（訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）別紙の1に定める身体介護をいう。）を含む訪問型サービスを行った場合に算定する。

【事例】週2回の訪問型サービス利用者に、隔週金曜日に入浴見守りの身体介護を付ける場合
訪問型サービス（月額）と身体介護加算（月額）を使用して請求する。

Point 回数コード適用の事由に該当する場合、または月の途中で状態が変化（悪化または改善）し、月途中から身体介護が必要（または不要）になった場合以外は、月額包括報酬で請求する。

8 加算の算定要件について

介護職員処遇改善加算

介護職員等特定処遇改善加算

総合事業（訪問型サービスまたは通所型サービス）の指定を受けている事業所で「介護職員処遇改善加算（処遇改善加算）」および「介護職員等特定処遇改善加算（特定加算）」を算定する場合は、練馬区への届出が必要です。

手続きについては、練馬区HPをご参照ください。

算定要件等は以下の厚生労働省通知でご確認ください。

【厚生労働省 通知】介護保険最新情報vol.935

令和3年3月16日付老発0316第4号 厚生労働省老健局長通知

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

8 加算の算定要件について

介護職員等ベースアップ等支援加算

令和4年10月～

総合事業（訪問型サービスまたは通所型サービス）の指定を受けている事業所で「介護職員等ベースアップ等支援加算」を算定する場合は、練馬区への届出が必要です。手続きについては、練馬区HPをご参照ください。

算定要件等は以下の厚生労働省通知でご確認ください。

【厚生労働省 通知】介護保険最新情報vol.1082

令和4年6月21日付老発0621第1号 厚生労働省老健局長通知

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

9 その他の算定要件について

同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬（減算）

該当する訪問型サービス × 90%

事業所と同一建物、同一敷地内の建物、隣接する敷地内の建物に居住する利用者に訪問型サービスを行った場合

以外の範囲に所在する建物（有料老人ホームなど）で、当該事業所の利用者の数が1月当たり20人以上居住する建物に居住する利用者に訪問型サービスを行った場合